

規制対象事項チェックリスト

117 第 1 種圧力容器

1. 第 1 種圧力容器を設置しようとする際、あらかじめ第 1 種圧力容器設置届を労働基準監督署長に提出している。
2. 第 1 種圧力容器を設置した際は、労働基準監督署長の行う落成検査を受け、検査証の交付を受けている。
3. 検査証の有効期間（1 年）の更新を受ける際、労働基準監督署長又性能検査代行機関が行う性能検査を受けている。
4. 胴、鏡板、底板、管板、ふた板またはステーを変更する際、労働基準監督署長に変更届を提出し、変更検査を受けている。
5. ボイラーの使用を廃止した際、検査証を労働基準監督署長に返還している。
6. 取扱い作業は、一定のものについては、第 1 種圧力容器取扱作業主任者を選任し、所定の職務を行わせている。
7. 一定規模以上の第 1 種圧力容器の整備業務は、ボイラー整備士以外で行っていない。
8. 第 1 種圧力容器は、取扱、検査および掃除に支障がない位置に設置している。
9. 第 1 種圧力容器の安全弁、圧力計、その他の付属品について、一定の管理をしている。
10. 第 1 種圧力容器取扱作業主任者の氏名を当該容器を設置している見やすい箇所に掲示している。
11. 使用を開始した後 1 カ月以内ごとに 1 回、定期的に本体の損傷、ふたの締付ボルトの摩耗の有無等について自主点検を行っている。また、検査結果の記録は 3 年間保存している。
12. 定期自主検査の結果異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講じている。
13. そうじ、修繕のため第 1 種圧力容器の内部に入るときは、第 1 種圧力容器の冷却、内部の換気、感電防止等の措置を講じている。